改正

平成22年9月29日教委規則第19号

下田市立学校等再編整備審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、下田市付属機関設置条例(昭和43年条例第25号)第2条の規定に基づき、下田市立学校等再編整備審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 審議会は、下田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、保育及び教育環境の向上と効果的活用を図るため、保育所及び学校等の再編整備に関する事項について調査 審議し、答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 地域の代表
- (2) 公共的団体の推薦者
- (3) 市民代表
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければその会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月29日教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。